

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：二級河川 津田川 災害復旧応急対応工事（上権現橋上下流
R5）

工事場所：岸和田市流木町地内

本工事は、二級河川 津田川（岸和田市流木町地内）において、令和5年6月2日の豪雨により護岸が崩壊したため、緊急工事を行うものである。

当該崩壊箇所は、大雨による増水により、上権現橋上下流の護岸（左右岸）が崩壊している。

このまま放置した場合、今後想定される台風の襲来等による大雨時には崩落がさらに進み、沿川に多大な被害の発生が予測されるため、早急に被災箇所の復旧を実施する必要がある。

以上のことから、令和5年度大阪府都市整備部土木工事災害時等施工能力事前審査型認定業者であり、当該箇所の一番近くに事務所を有し、かつ、現場状況に精通している溝上建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号（修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすもの）により比較見積書の徴取を省略するものである。